

○一関工業高等専門学校人事委員会規則

(平成17年11月17日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校運営組織規則（平成17年7月14日全部改正）第29条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校人事委員会（以下「人事委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 人事委員会は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員人事の基本方針及び選考基準に関すること
- 二 教員の採用及び昇任に係る選考に関すること
- 三 その他教員の人事に関すること

(組織)

第3条 人事委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長（教務担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務担当）
- 五 副校長（総務担当）
- 六 副校長（専攻科担当）
- 七 未来創造工学科長（以下「学科長」という。）」

(委員長)

第4条 人事委員会に委員長を置き（以下「人事委員長」という。）、校長をもって充てる。

2 人事委員長は、人事委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 人事委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(教員選考委員会)

第6条 校長は、教員を採用する場合及び教員を昇任させる場合には、その都度、人事委員会の下に教員選考委員会を設置するものとする。ただし、非常勤の教員については、その都度、設置について決定するものとする。

2 教員選考委員会は、人事委員会の付託を受けて、教員の採用及び昇任に係る書類選考その他教員の人事に関し、審査する。

3 教員選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 当該人事に係る系長又は領域長
- 二 当該人事に係る系又は領域の教授若しくは准教授 若干名

- 三 当該人事が、系又は領域に属しない場合は、学科長を委員に加える。
- 四 その他、校長が必要と認めた者
- 4 教員選考委員会に委員長を置き（以下「教員選考委員長」という。）、当該人事に係る系長又は領域長をもって充てる。ただし、前項により学科長が委員となった場合には、学科長をもって充てる。
- 5 教員選考委員長は、教員選考委員会を招集し、その議長となる。
- 6 教員選考委員長は、書類選考の結果を人事委員長に報告するものとする。

（面接等）

第7条 人事委員会は、教員選考委員会の審議結果の報告を受けて、審議を行い、面接候補者を決定するものとする。

2 面接候補者に対し、次に掲げる者による面接を行い、その結果を人事委員会に報告するものとする。

- 一 校長
- 二 副校長（教務担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務担当）
- 五 副校長（総務担当）
- 六 副校長（専攻科担当）
- 七 学科長
- 八 当該系長又は領域長
- 九 その他校長が必要と認めた者

（候補者の決定）

第8条 教員の選考は、人事委員会で審議のうえ、校長が決定する。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

第10条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第24号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。